

平成14年度

日本医師会事業計画

21世紀の少子高齢社会において持続可能な医療制度の構築を目指す政府の「聖域なき構造改革」の基本的な考え方は、医療分野への市場原理の導入であり、具体的には株式会社での医療参入、混合診療の容認、保険者による直接契約および審査等に代表されている。そして、平成14年度予算編成においては財政の辻褄合わせを強行し、診療報酬本体の引き下げに踏み切った。

医療を巡る状況は極めて厳しいものであるが、国民が安心して良い医療を受けられるために、日本医師会は世界に冠たる国民皆保険制度を断固堅持し、国民医療の担当者としての責務を全うする所存である。

20世紀において驚異的な発展を遂げた科学技術を基盤に、医学・医療は21世紀において飛躍的発展が予想されている。遺伝子医学、生殖医学、再生医学等に象徴される医学・医療の進歩が、確実に国民福祉の向上に寄与するものとなるよう生命倫理並びに医の倫理・診療情報の提供・患者の安全確保対策・生涯教育・医療のIT化の推進等の当面する重要課題に積極的に対応するとともに、医療政策の中長期的課題に取り組むことが不可欠である。

厳しい社会・経済情勢の中で平成14年度を迎えるが、日本医師会は現在推し進めている医療構造改革構想に基づく諸政策の実施が国民の健康と福祉の増進に不可欠であると確信し、すべての会員の強い団結のもとに21世紀にふさわしい社会保障制度の構築に向けて保健・医療・福祉の各般にわたる平成14年度事業を実施する。

当面する重要課題

1 医療政策の確立

「医療構造改革構想」の具体的提言である「2015年 医療のグランドデザイン」に基づいて、21世紀の少子高齢社会にふさわしい医療政策の実現に努める。特に、高齢者医療制度、薬価制度、診療報酬体系の改革を始めとして、さらに健康基本法の制定も視野に入れつつ、日本医師会の主張の実現に向けて全力を傾注する。

2 医の倫理の高揚と医療安全対策の推進

急速に進歩発展する医学と情報化の中で、世界の秩序と国民の医療に対する信頼を確保し、医学・医療を真に人類の幸福に寄与する

ものとするために、医の倫理の向上を図る。特に、診療情報の提供は、これを医師の責務として一層の定着を図る。また、より安全な医療の提供のために、あらゆる方策を用いて安全確保対策を推進する。

3 生涯教育の推進

先般、大幅に改定した「生涯教育カリキュラム」を用いて学習内容の一層の向上を図る。また、インターネットを利用した生涯教育講座による学習など、メディアの多様化を図るとともに、病診連携による教育など参加型学習を推進する。

4 総合情報ネットワークの整備促進

日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会および全会員を結ぶことを基本構造と考えている「医師会総合情報ネットワーク」は、医師会段階では概ね完了したので、本年度の課題は最終段階である会員のネットワーク参加促進策を実施することである。このため日本医師会は「医師会総合情報ネットワーク」を推進する方策として、ORCA(Online Receipt Computer Advantage)の実践的運用を行い、地域医療の一層の推進を図る。

5 地域における保健・医療・福祉の推進

急激に進む情報化の中で、「かかりつけ医機

能」を中心に据えた地域医療の再構築を図り、生涯保健事業を推進する。特に少子化対策、健康開発のための禁煙キャンペーン等について、関係機関との連携のもとに積極的に取り組む。介護保険については、新制度施行後の問題点を整理・解析し、平成14年度介護報酬の改定に備えて積極的に対応する。

8 広報活動の強化

会員のみならず広く一般国民に対し、日本医師会の施策が国民主体であることについて一層の理解を求めるとともに、迅速・的確な情報を積極的に提供するなど、広報啓発活動の拡充に努める。

9 会員の福祉施策の拡充

会員福祉の柱である医師年金については、昨今の社会経済情勢をつけ、年金資産の堅実かつ効率的な運用を図るとともに、加入者獲得については従来に増して都道府県医師会の協力を得て強力に推進する。同時に、医師年金と医師・従業員国民年金基金との連絡協同体制の強化を図る。

6 医療関係職種との連携と資質の向上

医師とその他の医療関係職種とのより円滑な連携を図るとともに、医療関係者に関わる諸課題について相携えて検討し改善を図る。准看護養成制度は今後とも堅持し、併せて資質の向上を図る諸施策を実施する。また、介護支援専門員等との交流を深め、介護サービスの維持向上についても適切に対処する。

7 医業経営基盤の確立

適正な医療提供を実施するためには、医業経営の安定化が必要であり、そのために医師の技術料や医療機関のリニューアルコストなど物と技術の分離を目指した適正な診療報酬体系を確立する。

医業税制の改善に関しては、医業経営の安定を図るための適切な税法系の確立に向けて、中央並びに地方における取り組みを一段と強化する。

10 日医賠償責任事業の運営

医療事故紛争の適正な処理を通して、医師と患者の信頼関係の維持に努めるとともに、会員相互の連帯感を強化し、都道府県医師会との緊密な連携の下に医療提供基盤の安定化に資する。また、昨年、従来の日医賠償責任に加えて創設した「日医賠償特約保険」の加入者の増加に努め、健全な制度運営の拡充を図る。

11 国際協力

高度医療技術の進展等に伴い、医の倫理の

尊重のもと、地球規模での人々の健康を維持増進させていくことを使命とし、世界医師会、CMAAの活動に積極的に関与・貢献していくほか、アメリカ医師会を始めとする各国医師会との交流を深め、共通の課題に対処していく。また、ネパールにおける国際協力、ハーバード大学公衆衛生大学院における武見国際保健プログラム、JMAJ (Japan Medical Association Journal) による日本の医療の紹介等の活動をさらに充実・発展させる。

事業の内容

- 1 医の倫理・国民医療
- 2 医学教育・生涯教育
- 3 社会保険・医療経済
- 4 地域医療・地域保健・社会福祉
- 5 日医雑誌
- 6 広報活動
- 7 医師会関係
 - ・ 都道府県医師会との連携
 - ・ 医師年金等会員福祉の充実
 - ・ 勤務医の加入促進
 - ・ 医師会総合情報ネットワーク構築
- 8 医学会関係
- 9 国際協力
- 10 医賠償責任事業

収支予算書総括表

日本医師会

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位:千円)

科目	目	合計	一般会計	医賄事業特別会計	日医総研 事業特別会計	診療情報の提供の環 境整備事業特別会計	内部取引消去法
I 収入の部							
会費収入	13,020,446	13,020,446					
事業収入	922,330	922,330			200,000		
賛助収入	415,780	415,780					
寄付収入	1	1					
雑収入	39,585	39,585					
固定資産売却収入	2	2					
敷金・保証金戻り収入	48,962	48,962					
特定資産取崩収入	50,003	50,003		6,400,000	750,000		-7,150,000
繰入金収入	0	0					
補助金収入	36,956	36,956				36,956	
当期収入合計	14,534,065	14,297,109	14,297,109	6,400,000	950,000	36,956	-7,150,000
前期繰越収入合計	1,700,000	1,700,000	1,700,000	0	0	0	0
収入合計	16,234,065	15,997,109	15,997,109	6,400,000	950,000	36,956	-7,150,000
II 支出の部							
事業費	13,698,261	6,342,143	6,342,143	6,376,576	942,586	36,956	
管理費	1,785,011	1,785,011					
固定資産取得支出	40,003	40,003					
敷金・保証金支出	1	1					
特定資産支出	377,001	377,001					
繰入金支出	0	7,150,000					-7,150,000
予備費	333,788	302,950		23,424	7,414		
当期支出合計	16,234,065	15,997,109	15,997,109	6,400,000	950,000	36,956	-7,150,000
当期繰越支出合計	-1,700,000	-1,700,000	-1,700,000	0	0	0	0
次期繰越支出合計	0	0	0	0	0	0	0

日本医師会会費賦課徴収の件

1. 日本医師会会費の額ならびにその徴収方法を下記のとおりとする。

記

(1) 会費賦課額

下記の会員の区分により賦課する。

A 会員	年額	115,000円	病院・診療所の開設者、管理者及びそれに準ずる会員
A 会員	年額	83,000円	上記以外の会員
B 会員	年額	28,000円	上記Aのうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した者
C 会員	年額	6,000円	医師法に基づく研修医であって申請をした者

(2) 徴収方法

第1項の会費額徴収は各都道府県医師会長に委嘱して行う。

2. 上記会費の賦課徴収は、平成14年4月1日より実施する。

日本医師会会費賦課徴収規定

第1条 本規定は、日本医師会定款第8条の規定によりこれを設ける。

第2条 本会会員は別表により会費を納入するものとする。

第3条 会費額には「日本医師会雑誌」及び「日医ニュース」の購読料を含むものとする。

第4条 本会会員として20年以上在籍し、かつ、満年齢80歳に達している者は、本人の申請により、郡市区医師会長及び都道府県医師会長の承認を得たうえで、代議員会の議決を経て、会費の減免を受けることができる。

2 前項の場合の外、疾病その他特別の事由により会費の減免を適当と認められた者についても、会費の減免を受けることができる。

3 全免と減額の申請は当該年度の2末日までにしなければならない。ただし、高齢を事由とする会費減免申請の手続きは次年度以降省略することができる。

第5条 会費の納入については3期に区分し、各期の第2月中に納入するものとする。

ただし、各期中途において新たに入会した者は当該期分の会費を納付する。

年度中途において退会する者については、当該期の会費を納付するものとし、既納のものはこれを返戻しないものとする。

2 本会を退会したものが退会した同一期に再入会する場合は、その期の会費については重複して納付することを要しないものとする。この場合において、退会時における会費額と入会時における会費額が異なるときはいずれか高い方の会費を納付することとし、未納部分を納付するものとする。

別表 各期別納入額

(単位;千円)

	A	A	B	C	4条1項適用 A、A	4条2項適用 A、A
I期 (4月～7月)	39	28	10	2	23	19
II期 (8月～11月)	38	28	9	2	22	18
III期 (12月～3月)	38	27	9	2	22	18

(施行期日) 施行期日は平成10年4月1日とする。